

平成28年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議決日 結 果
議 案 第65号	平成28年度清瀬市一般会計補正予算（第4号）	<p>補正前の歳入歳出総額 29,747,913千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 30,175,142千円</p> <p>歳入総額 427,229千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 324,975千円</p> <p>都支出金 41,228千円</p> <p>財産収入 20,961千円</p> <p>繰入金 46,065千円</p> <p>市債 ▲6,000千円</p> <p>歳出総額 427,229千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 20,961千円</p> <p>民生費 398,995千円</p> <p>消防費 8,233千円</p> <p>教育費 ▲960千円</p>	12月16日 可 決
議 案 第66号	平成28年度清瀬市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	<p>債務負担行為の補正</p> <p>柳瀬川右岸5号雨水幹線整備</p>	12月16日 可 決
議 案 第67号	清瀬市市税条例等の一部を改正する条例	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、個人住民税の制度改正、軽自動車税の見直し及び地方法人課税の偏在是正が行われました。また、納税環境整備等においては、延滞金計算期間の見直しも行われたことから、これらを改める所要の一部改正をするものです。</p> <p>主な改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人住民税 <ol style="list-style-type: none"> (1) セルフメディケーション（自主服薬）推進のための医療費控除の特例の創設 2 法人市民税 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人市民税の法人税割の税率改正（地方法人課税の偏在是正） 3 軽自動車税 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境性能割の導入に係る条例環境整備 (2) 軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の一年間延長 4 納税環境整備等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 延滞金計算期間の見直し 	12月16日 可 決

議案 第68号	清瀬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	IT講習室を「講座室」として市民等が利用することができるようにするため、条例の一部改正するものです。 新たに市民に貸出できるようにする施設 講座室4（定員 21人）	12月16日 可決
議案 第69号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	新たに「清瀬市立梅園第3学童クラブ」を増設して定員を30人増員させるため、条例の一部改正するものです。 増設する施設 名称 清瀬市立梅園第3学童クラブ （定員 30人） 位置 清瀬市梅園二丁目9番38号	12月16日 可決
議案 第70号	清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により「里親」に関する条項が改められました。 これにより、条例に引用する同法の条項を改めるため、各条例を一部改正するものです。 一部改正する条例 1 清瀬市乳幼児の医療費の助成に関する条例 2 清瀬市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 3 清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例	12月16日 可決
議案 第71号	清瀬市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第426号）」の施行に伴い、障害支援区分認定審査会の委員の任期を3年に規定するため、条例を一部改正するものです。	12月16日 可決
議案 第72号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	平成28年度税制改正により「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」（昭和37年法律第144号）が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改正され、平成29年1月1日から施行されます。 これにより、日本と台湾双方で取決めとして結ばれた「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための取決め」による利子及び配当等にかかる課税の特例税率が適用されることになりました。 この特例適用利子及び特例適用配当を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための一部改正をするものです。	12月16日 可決
議案 第73号	清瀬市道の路線の認定について	開発行為に伴う無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。 清瀬市道3411号線 （中里四丁目、柿の下住宅南側）	12月16日 承認

議 案 第 7 4 号	清瀬市の公共下水道を東村山市の住民に利用させること及び関連事務の受託について	<p>東村山市が設置する公共柵を清瀬市の公共下水道に接続し、東村山市の住民の下水処理を行うとともに、その下水処理に係る事務を東村山市から受託します。</p> <p>このため、東村山市住民が清瀬市の公共下水道を利用することに関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項及び第252条の14第1項の規定に基づく協議により清瀬市の公共下水道を利用させます。また、規約を定めて下水処理に係る事務を東村山市から受託するため、同法第244条の3第3項及び第252条の14第3項の規定により、議会の議決を得るものです。</p> <p>対象地区 東京都東村山市青葉町一丁目29番地81 (東京都清瀬市竹丘三丁目13番18号先)</p>	12月16日 可 決
議 案 第 7 5 号	清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備その3委託契約の契約変更	<p>平成28年清瀬市議会第1回定例会で議決を得た「清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線整備その3委託契約」は、工事用地の確保に時間を要したこと等により、工期の延長等をするため契約内容の一部変更をします。</p> <p>このため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）」第2条に基づき、議会の議決を得るものです。</p> <p>1 契約金額の年度配分の変更</p> <p>(1) 原契約金額 金1,140,828,000円 (平成28年度 金 509,773,000円) (平成29年度 金 631,055,000円)</p> <p>(2) 変更契約金額 金1,140,828,000円 (平成28年度 金 80,000,000円) (平成29年度 金 700,000,000円) (平成30年度 金 360,828,000円)</p> <p>2 契約期間の変更</p> <p>(1) 原契約期間 平成28年3月30日から平成30年3月30日まで</p> <p>(2) 変更契約期間 平成28年3月30日から平成31年3月29日まで</p> <p>(1) 原支出科目 平成28年度清瀬市下水道事業特別会計予算 平成29年度清瀬市下水道事業特別会計予算 (平成27年度から平成29年度までの債務負担行為)</p> <p>(2) 変更支出科目 平成28年度清瀬市下水道事業特別会計予算 平成29年度清瀬市下水道事業特別会計予算 平成30年度清瀬市下水道事業特別会計予算 (平成27年度から平成30年度までの債務負担行為)</p>	12月16日 可 決

議 案 第 7 6 号	清瀬市立地域市民センター条例に規定する公の施設の指定管理者の指定について	<p>清瀬市立地域市民センター条例に規定する公の施設の設置目的をより効果的に達成するため、一般社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 清瀬市立下宿地域市民センター (2) 清瀬市立市民体育館 (3) 清瀬市立竹丘地域市民センター (4) 清瀬市立中清戸地域市民センター (5) 清瀬市立中里地域市民センター 2 指定する指定管理者の名称 一般社団法人 清瀬文化スポーツ事業団 3 指定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 	12月16日 可 決
議 案 第 7 7 号	清瀬市松山集会所の指定管理者の指定について	<p>松山集会所の設置の目的をより効果的に達成するため、一般社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定する指定管理者の名称 一般社団法人 清瀬文化スポーツ事業団 2 指定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 	12月16日 可 決
議 案 第 7 8 号	清瀬市竹丘集会所の指定管理者の指定について	<p>竹丘集会所の設置の目的をより効果的に達成するため、一般社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定する指定管理者の名称 一般社団法人 清瀬文化スポーツ事業団 2 指定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 	12月16日 可 決
議 案 第 7 9 号	清瀬市障害者福祉センターの指定管理者の指定について	<p>障害者福祉センターの設置の目的をより効果的に達成するため、社会福祉法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定する指定管理者の名称 社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 2 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで 	12月16日 可 決

議案 第80号	清瀬市子どもの発達支援・交流センターの指定管理者の指定について	<p>子どもの発達支援・交流センターの設置の目的をより効果的に達成するため、社会福祉法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定する指定管理者の名称 社会福祉法人 嬉泉</p> <p>2 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで</p>	12月16日 可決
議案 第81号	清瀬市立公園条例に規定する公の施設の指定管理者の指定について	<p>清瀬市立公園条例に規定する有料の公の施設の設置目的をより効果的に達成するため、一般社団法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 清瀬市立中央公園（テニスコート） (2) 清瀬市立下宿運動公園 （広場・下宿市民プール） (3) 清瀬市立下宿第二運動公園（野球場） (4) 清瀬市立清瀬内山運動公園 （野球場・テニスコート・サッカー場） (5) 清瀬市立下清戸運動公園（テニスコート）</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 一般社団法人 清瀬文化スポーツ事業団</p> <p>3 指定期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p>	12月16日 可決
議案 第82号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	<p>平成29年4月1日から西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合を東京都市町村公平委員会に加入させ、同組合の公平委員会に係る事務を共同で処理できるようにするために東京都市町村公平委員会共同設置規約を一部改正するものです。</p> <p>このため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、同委員会を共同設置する構成市の議決を得るものです。</p>	12月16日 可決
議案 第83号	平成28年度清瀬市一般会計補正予算（第5号）	<p>職員の人事異動及び勤勉手当の改定に伴う職員人件費の増減額を補うため、予算の増額及び予算科目の移行等の措置が必要となることから、一般会計補正予算を調製するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 補正前の一般会計予算総額 30,175,142千円</p> <p>2 補正予算額 1,206千円</p> <p>3 補正後の一般会計予算総額 30,176,348千円</p>	12月16日 可決

議案 第84号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成28年10月18日に公表された東京都人事委員会の勧告に準拠して給料表及び勤勉手当の支給率の改定並びに扶養手当の改定を行うものです。	12月16日 可決																																																																				
		<p>主な内容</p> <p>1 給料表の改定</p> <p>(1) 最高号給</p> <table border="1" data-bbox="735 416 1334 607"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表 (1) 1級</td> <td>153号給</td> <td>149号給 (△4号給)</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表 (2) 1級</td> <td>273号給</td> <td>261号給 (△12号給)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 初任給</p> <table border="1" data-bbox="735 636 1334 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1) 1級29号給</td> <td>181,200円</td> <td>182,700円 (+1,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 勤勉手当支給率の改定</p> <table border="1" data-bbox="735 824 1334 1263"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成28年 12月支給分</th> <th>平成29年 6月以降分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職</td> <td>85/100</td> <td>95/100</td> <td>90/100</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>105/100</td> <td>115/100</td> <td>110/100</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>115/100</td> <td>125/100</td> <td>120/100</td> </tr> <tr> <td>再任用 職員</td> <td>40/100</td> <td>45/100</td> <td>42.5/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 扶養手当の手当額の改定</p> <table border="1" data-bbox="751 1328 1334 1921"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,500円</td> <td>10,000円 (8,000円)</td> <td>6,000円 (3,000円)</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td> 特定 期間</td> <td>10,000円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>欠配一子</td> <td>13,500円</td> <td>10,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td> 特定 期間</td> <td>13,500円 (特定期間の 加算なし)</td> <td>11,500円 (子の特定期 間と同額)</td> <td>13,000円 (子の区分 を適用)</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円 (3,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>* () の金額は、行政職給料表(1)職務給4級のもの</p>		現行	改正後	行政職給料表 (1) 1級	153号給	149号給 (△4号給)	行政職給料表 (2) 1級	273号給	261号給 (△12号給)		現行	改正後	行政職給料表(1) 1級29号給	181,200円	182,700円 (+1,500円)	区分	現行	改正後		平成28年度	平成28年 12月支給分	平成29年 6月以降分	一般職	85/100	95/100	90/100	課長	105/100	115/100	110/100	部長	115/100	125/100	120/100	再任用 職員	40/100	45/100	42.5/100	区分	現行	改正後		平成28年度	平成29年度	平成30年度	配偶者	13,500円	10,000円 (8,000円)	6,000円 (3,000円)	子	6,000円	7,500円	9,000円	特定 期間	10,000円	11,500円	13,000円	欠配一子	13,500円	10,000円	9,000円	特定 期間	13,500円 (特定期間の 加算なし)	11,500円 (子の特定期 間と同額)	13,000円 (子の区分 を適用)	父母等	6,000円	6,000円	6,000円 (3,000円)
	現行	改正後																																																																					
行政職給料表 (1) 1級	153号給	149号給 (△4号給)																																																																					
行政職給料表 (2) 1級	273号給	261号給 (△12号給)																																																																					
	現行	改正後																																																																					
行政職給料表(1) 1級29号給	181,200円	182,700円 (+1,500円)																																																																					
区分	現行	改正後																																																																					
	平成28年度	平成28年 12月支給分	平成29年 6月以降分																																																																				
一般職	85/100	95/100	90/100																																																																				
課長	105/100	115/100	110/100																																																																				
部長	115/100	125/100	120/100																																																																				
再任用 職員	40/100	45/100	42.5/100																																																																				
区分	現行	改正後																																																																					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																				
配偶者	13,500円	10,000円 (8,000円)	6,000円 (3,000円)																																																																				
子	6,000円	7,500円	9,000円																																																																				
特定 期間	10,000円	11,500円	13,000円																																																																				
欠配一子	13,500円	10,000円	9,000円																																																																				
特定 期間	13,500円 (特定期間の 加算なし)	11,500円 (子の特定期 間と同額)	13,000円 (子の区分 を適用)																																																																				
父母等	6,000円	6,000円	6,000円 (3,000円)																																																																				